

○奈良県市町村合併推進審議会条例

平成二十年四月一日

奈良県条例第八号

奈良県市町村合併推進審議会条例をここに公布する。

奈良県市町村合併推進審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第六十条第三項の規定に基づき、奈良県市町村合併推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、市町村行政に識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、地域振興部において処理する。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。